

## 第8回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和6年2月20日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和6年2月20日（火）午前10時00分から午前10時42分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 10人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己  
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 雪葉 孝男 9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

森田栄推進委員 杞川洋一推進委員

5. 議事日程

開会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第6 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他 事務連絡

閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和6年2月20日（火）【午前10時 分開会】

●局長 定刻になりましたので、ただ今より第8回壬生町農業委員会総会を開会いたし

ます。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はありません。また、森田栄推進委員、糸川洋一推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 皆さんおはようございます。2月も間もなく終わりますが、今日は4月の陽気で、小さい頃は2月が一番寒いと思っていましたが、陽気がおかしくなっている気がします。この陽気が夏作に影響が出なければいいなと感じております。

皆さんにおかれましては各地域で地域計画の作成に向けた座談会を開催しております、稲葉地区、壬生地区はあと1か所を残して終了しております。これから南犬飼地区が始まるという事ですが、農業委員の皆さん、推進委員の皆さんにはそれぞれお骨折りいただき、進めていただいていると思います。いろいろ考えていることもあるかと思いますが、来ている方も70歳代が多く、これから先どうなるんだろうと実感しているところです。

農政課と共同で目標地図の作成まで、今年いっぱいかかるわけですが、皆さんのご協力をこれからもよろしくお願ひ申し上げて開会の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長にお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋 宏治 委員、5番 鯉沼 玲子 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

1月23日 火曜日 上稲葉地区の地域計画策定に係る話し合いを、稲葉地区公民館で行い、琴寄成人農業委員、大橋和枝推進委員と宇賀神尚係長が出席いた

しました。

1月25日 木曜日 七ツ石地区の地域計画策定に係る話し合いを、七ツ石伝承館で行い、琴寄成人農業委員、早乙女和弘推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

1月30日 火曜日 羽生田地区の地域計画策定に係る話し合いを、羽生田集落センターで行い、木野内佳代子農業委員、高山ゆき子推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月1日 木曜日 福和田地区の地域計画策定に係る話し合いを、福和田公民館で行い、安納一雄農業委員、大橋肇推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月2日 金曜日 3市2町農業委員会会長、職務代理、事務局長合同情報交換会が小山市で行われ、大橋好一會長、琴寄成人職務代理と私が出席いたしました。

2月6日 火曜日 西高野・壬生下馬木地区の地域計画策定に係る話し合いを、下馬木公民館で行い、葭葉孝男農業委員、葭葉進推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月8日 木曜日 今井・下表町・東下台地区の地域計画策定に係る話し合いを、下表町公民館で行い、早乙女春香農業委員、荒川広文推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月13日 火曜日 星の宮・三好町・旭町地区の地域計画策定に係る話し合いを、星の宮公民館で行い、大橋好一農業委員、戸崎裕司推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

同じく2月13日、火曜日 第2回農業委員会会長・事務局長会議が、宇都宮市 護国会館で行われ、琴寄成人職務代理と私が出席いたしました。

2月15日 木曜日 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場104会議室と現地で行われ、安納一雄農業委員、大橋好一會長、早乙女春香農業委員、森田栄推進委員、糸川洋一推進委員、事務局より宇賀神尚係長、松本ひな

た主任と私が調査いたしました。

同じく2月15日 木曜日 壬生町地区の地域計画策定に関する話し合いを、六美会館で行い、大橋好一農業委員、戸崎裕司推進委員と宇賀神尚係長が出席いたしました。

2月19日 月曜日 壬生町農業再生協議会総会が行われ、農業委員会としては、大橋好一會長、大関孝男農業委員が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

#### ●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、第1項から順にご説明いたします。

##### 第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市) 自作地23ha

譲受人 \_\_\_\_\_ (福和田)

自作地655ha 借受地6ha 貸付地103ha

(土地の表示)

壬生町大字福和田\_\_\_\_\_番 畑 502m<sup>2</sup>

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働3人

##### 第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (上田) 自作地25ha 貸付地20ha

譲受人 \_\_\_\_\_ (下野市) 自作地 151 畝

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 \_\_\_\_\_ 番 畑 330 m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼働 2 人

### 第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下横町) 自作地 29 畝 貸付地 19 畝

譲受人 \_\_\_\_\_ (上表町) 自作地 64 畝 借受地 2 畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字	番	田	936 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生甲字	番	田	396 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字	番	田	790 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字	番	田	336 m <sup>2</sup>

合計 2458 m<sup>2</sup>

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼働 2 人

以上、第1項から第3項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

農地法第3条の調査報告について、第1項の案件について去る2月13日、譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、大関孝男委員、大橋肇推進委員とともに現地調査を行い、周辺農地との関係について確認いたしましたのでご報告いたします。

チェックシートに従い1番から7番の項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。た

だいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項案件につきまして、去る令和6年2月15日に、譲受人の代理人 行政書士の\_\_\_\_氏 立会いのもと、鯉沼農業委員、中川推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたので報告いたします。

チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。だいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3項案件を議題といたします。先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葦葉 孝男 委員

● 7番 葦葉 孝男 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項の案件について去る2月12日に、譲受人\_\_\_\_\_氏立会いのもと、琴寄農業委員、葭葉進推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域の関係について現地確認いたしましたので報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れが無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下町)

譲受人 \_\_\_\_\_ (落合)  
(土地の表示)  
壬生町大字安塚字\_\_\_\_\_ 番 畑 566 m<sup>2</sup>  
車両置場・作業場 売買による所有権移転

### 第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (西高野)  
譲受人 \_\_\_\_\_ (上長田)  
(土地の表示)  
壬生町大字安塚字\_\_\_\_\_ 番 畑 773 m<sup>2</sup>  
梨選別場、農業用資材置場及び直売所敷地 売買による所有権移転

### 第3項

貸人 \_\_\_\_\_ (助谷)  
借人 \_\_\_\_\_ (六美町南部)  
\_\_\_\_\_ (六美町南部)  
(土地の表示)  
壬生町大字助谷字\_\_\_\_\_ 番 畑 495 m<sup>2</sup>  
自己用住宅敷地 20年間の使用貸借権の設定

説明は以上になります。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る2月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の2番 安納一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

#### ●2番 安納一雄 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、2月15日 木曜日に私と、大橋好一会長、早乙女春香農業委員、森田栄推進委員、糸川洋一推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から北西に約500mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

申請人は申請地の北側で\_\_\_\_\_等の事業をしております。現在は1000m<sup>2</sup>ほどで運営をしていますが、事務所、車両置場及び整備場としては手狭なため今回の申請に至ったとのことです。申請地は、運営地と隣接しており、十分なスペースを確保できること、また、大型車の出入りができる道路幅となっており利便性が良いことから最適地として選定したとのことです。事業資金\_\_\_\_円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、既存の施設の面積2分の1を超えない拡張であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性にも問題がないと思われますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会长名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南に約350mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は現在、梨を栽培していますが選果場がなく、作業効率が悪いこと、また、梨の直売も行いたいと考え、農地から近い当該地を最適地として選定したとのことです。なお、事業資金\_\_\_\_円は、自己資金で対

応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会长名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から東に約500mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は現在、町内のアパートに家族4人で住んでおりますが、子供の成長に伴い現在の住居では手狭となったため、独立した住居の建設計画を立てたとのことです。子供の通学や両親の世話をすることを考慮し、実家の近隣で土地を探したところ、父が所有する該当地を最適地として選定したことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水を利用し、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約\_\_\_\_\_万円は、融資で対応するため、融資証明書が添付されております。また、開発許可については県 都市計画課との協議を済ませております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般専用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないもの

と思われますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定各筆明細に従いまして順にご説明いたします。

まず議案書の7ページから9ページ、利用権の新規・賃借権分について、7件、32筆、面積合計が51,828m<sup>2</sup>となっております。

次に議案書10ページ、利用権の新規・使用賃借権分について、3件、6筆、面積合計が9,441m<sup>2</sup>となっております。

次に議案書11ページ、利用権の再設定・賃借件分について、4件、13筆、面積合計が17,090m<sup>2</sup>となっております。

次に議案書12ページ、利用権の再設定・使用賃借権分について、1件、5筆、面積合計が4,191m<sup>2</sup>となっております。

次に一括方式の新規・賃借権分について、議案書13ページ、2件、面積合計が12,686m<sup>2</sup>となっております。

次に、議案書14ページ、一括方式の新規、使用賃借権分について、1件、面積が10,374m<sup>2</sup>となっております。

最後に、議案書15ページ、所有権移転分について、1件、面積合計が6,863m<sup>2</sup>となっております。

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に日程第5 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページから18ページのとおり7件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に、日程第6 報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

**●局長 記載のとおり報告**

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページのとおり7件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号は終わります。

---

○議長 次にその他の件を議題といたします。

**●事務局 その他（松本主任）**

その他の件について

1 農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について  
添付資料のとおり農業会議から依頼があった。

一人1,000円×25名分=25,000円を親睦会費より支出  
事務連絡について

1 令和5年度全国農業新聞購読料について  
農業委員 前期・後期分を2月分報酬より控除  
推進委員 前期分 1月分報酬より控除済

後期分 2月分報酬より控除

2 令和6年度農業委員会総会、現地調査委員会予定表

○会長 学校給食の件（町長との懇談の報告）

令和6年4月1日法改正がある相続登記についての研修会開催について  
歓送迎会について

●局長 学校給食の件については、新年度に学校教育課と栄養士を交えて、協議をして  
いく中で、どうするのが一番いいのかを検討していきたいと考えています。

---

○議長 他に委員からご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第8回壬生町農業委員会総  
会を閉会いたします。

【午前10時42分閉会】

会長 大橋好一

3番 高橋宏治

5番 鶴見アキ子